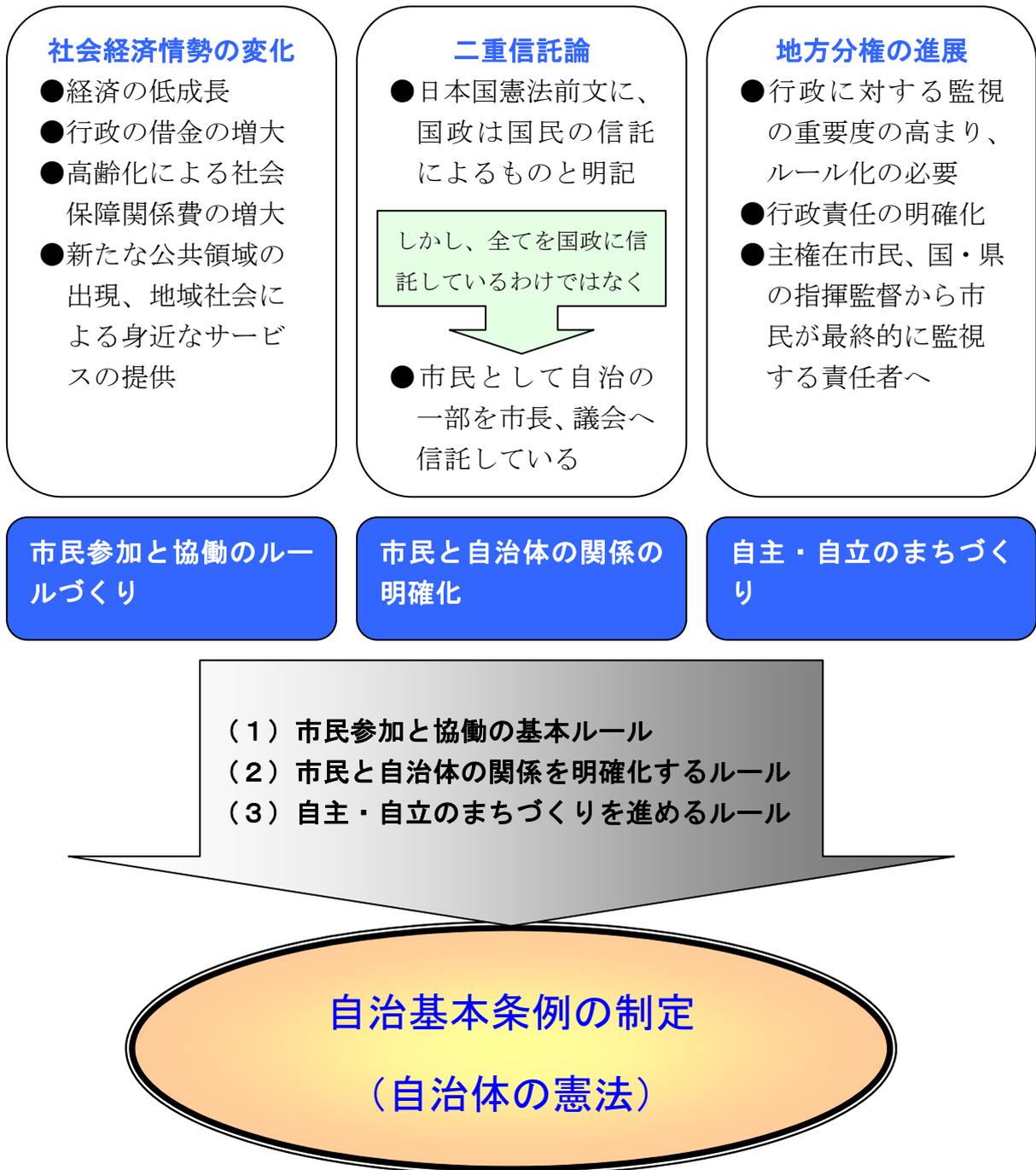


2. 自治基本条例はなぜ必要か

これまでの市町村は、国から示された全国一律のルールによる行政サービスを行ってきましたが、社会経済情勢の変化や地方分権の進展などにより、市民と行政が協力しながら、自主・自立した独自のまちづくりが進められるようになりました。

こうした地域の特性を生かした独自のまちづくりを継続的に進めていくことが求められており、そのルールづくりが必要とされています。



(1) 市民参加と協働の基本ルール

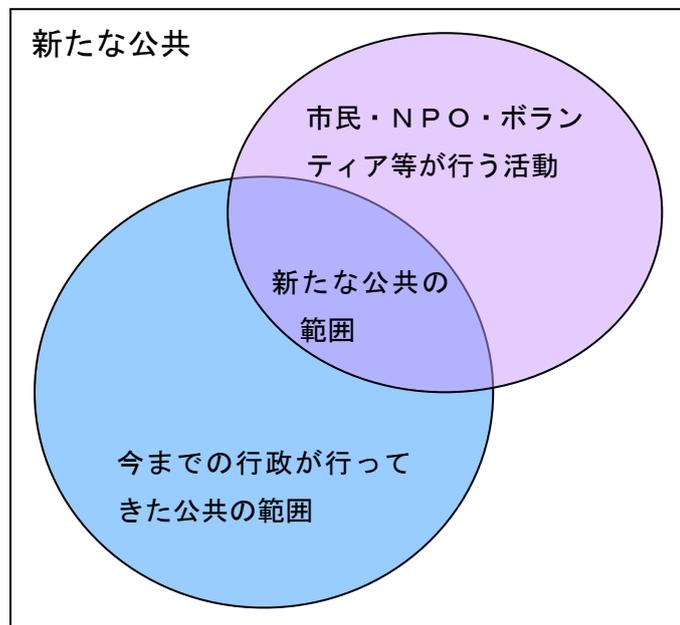
少子高齢化の進展により行政ニーズが増大する一方、本格的な人口減少社会が到来するなどにより厳しい財政状況が続く中で、これまでのように行政が主体となってサービスを提供していくことが困難な状況になりつつあります。

ますます複雑・多様化するニーズに対し、「公平性」を原則とする行政の画一的なサービスの提供はその対応に限界があり、官民の役割分担を見直しつつ、民でできること、あるいは民の方が効率的でより地域に密着したきめ細やかなサービスの提供が期待できることは民に任せるという考え方が浸透し、指定管理者制度の導入など公共サービス部門への民間の参入の動きも広まっています。

さらには、阪神淡路大震災を契機として、ボランティアやNPO等の公益的な活動が広がりを見せ、身近な地域の課題は住民自らが解決していこうとする意識が高まっています。

このような状況を背景として、持続可能な地域社会を築いていくために、地域住民、地域活動団体、ボランティア・NPO等の公益的な団体、さらに民間事業者も含めた多様な主体が自発的に地域活動に参加し、それぞれの持つ特性と能力を活かし合い、協働して公共的な課題を解決していく仕組みを構築していくことが求められています。

自治基本条例は、「新たな公共」の仕組みを築いていくために、まちづくりや市政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めるものです。



(2) 市民と自治体の関係を明確化するルール

私たち国民と国政との関係を考えてみると、日本国憲法の前文には「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と明記されています。

つまり、私たちはその持てる権利を選挙という行為を通じて国政に信託するとともに、信託した国政が決定したことに従うという約束をしていることになります。

例えば、国会が税法で税金の種類と金額を決定すると、国民はその税金を納めることを約束する、という関係が成り立っています。

そしてそうした約束ごとをまとめ、国家の組織や統治の基本原理・原則を定めたものが「憲法」であり、第98条1項ではそうした意味からも「国の最高法規」と規定しています。

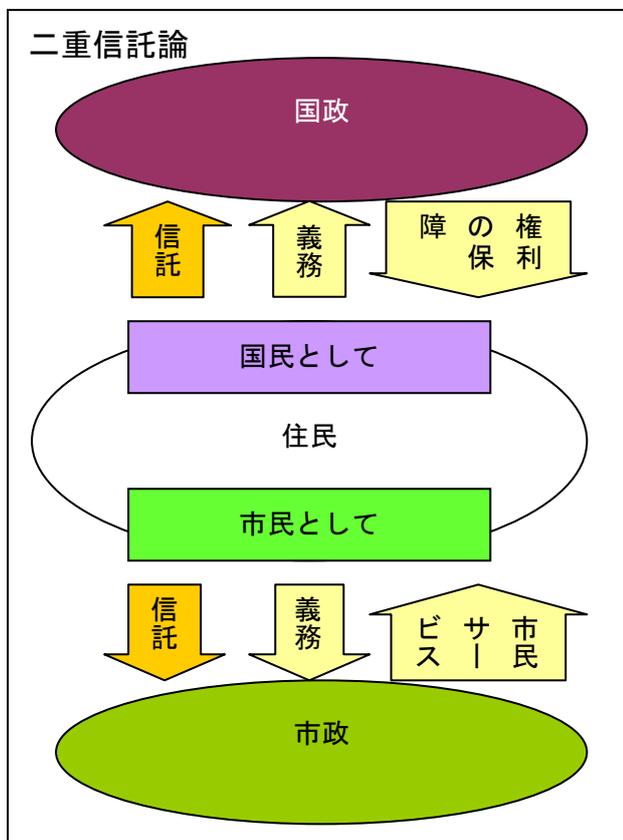
一方で、私たちは市民として市長と市議会議員を直接選挙によって選出し、大分市という地方自治体を形成しています。

市民、市議会、市長が一体となり、協働して大分市という独自のまちづくりをしていることを考えたときに、「憲法」ではその全てを決定できないはずで

す。そこで、私たちは国民として国政への信託だけではなく、市民として地方自治体に対して一部信託を行っているのではないかと、という「二重信託論」という考え方が生まれてきました。

しかし、国民と国政との信託関係は憲法で明確にされていますが、市民と地方自治体との信託関係を明確に規定したものは今のところ無いと言わざるを得ません。

自治基本条例は、こうした市民と地方自治体の信託関係を明確化するためにそれぞれの役割や責務を定めるものといえます。



(3) 自主・自立のまちづくりを進めるルール

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、従来の国主導による全国画一的な施策決定システムに替わり、自治体は国と対等な地方の政府として、地域の特性や地域ニーズを的確に把握し、限られた行財政資源を有効に活用して個性あふれる施策を展開していくことが求められるようになりました。そして、このような分権型の施策決定システムの基本原則となるのが、自ら決定し、自ら責任を負う「自己決定・自己責任の原則」です。

自治体の自己決定権が拡大し、独自施策を展開していく可能性が広がってきたことに伴い、市民の代表機関として施策決定に携わる市議会・市長の責任はより一層大きなものとなっています。自治基本条例は、こうした自主・自立のまちづくりを進めるため、自治の基本理念を明らかにし、自治体運営の基本的事項を定めるものです。